改正貸金業法を厳守することを求める決議

(決議の趣旨)

2011年4月1日、民主党財務金融部門会議は「当面考えられる東北関東大震災復旧・復興対策について」と題する提言の中で、「被災者のクレジット、信販、貸金の緊急的な利用を可能とするため貸金業法の総量規制の緩和措置の活用等を検討すべきである。」と述べているが、当会は、本提言の危険性を警告するとともに、2006年に成立した改正貸金業法を厳守することを求める。

(決議の理由)

現在、被災者に必要なものは、復興及び生活再建に必要な返済不要の生活資金であって、貸付融資金ではない。金銭貸付を行うことは、新たに借金返済に困窮する市民を発生させる温床となり、一時的な救済となったとしても真の生活再建にはつながらない。

すなわち、被災者に対する貸付は二次被害を招き、更に苦しめる結果となることは明らかであり、国が被災支援の責務を放棄し、被災者を高利貸しの餌食にするだけである。また、緩和措置を認めることにより、改正貸金業法の基本である過剰与信規制を済し崩し的に撤廃させかねない。

被災者の生活再建のためには、被災者生活再建支援法が定める支援金や、災害弔慰金の 支給等に関する法律が定める災害弔慰金、災害障害見舞金等の給付によるべきであって、 貸金業者の金銭貸付によって対応するべきではない。よって、上記の通り決議を採択する。

2011年4月9日

全国クレジットサラ金問題対策協議会拡大幹事会in松山 参加者一同